

令和7(2025)年度



栃木県職員（社会人対象）採用試験 受験案内

栃木県人事委員会

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20（県庁南館 1 階）TEL 028-623-3313

栃木県ホームページ

栃木県職員採用

検索



申込受付期間：5月19日（月）午前8時30分～6月20日（金）午後5時15分

申込方法：インターネット申込み

第1次試験受験期間：7月4日（金）～7月25日（金）

【令和7(2025)年度試験の主な変更点】

- ・「行政」の受験資格（上限年齢）を61歳未満（R7.4.1時点）まで引き上げます。
- ・「電気」を新たに実施します。

栃木県では、高い意欲と実行力を備えた「挑戦する職員」、県職員としての使命感を持った「信頼される職員」、県民と連携協力できる「協働する職員」を目指すべき職員像として掲げ、県民サービスの向上・県民満足度の向上に努めています。

この試験では、民間企業等における社会人経験で培ってきた知識や能力を生かして、栃木県の更なる発展のために貢献したいという意欲を持つ方を求めています。
なお、栃木県にUIJターンしたいとお考えの方もお待ちしております。

【求める人材例】

- 民間企業等での勤務によって培われた経験を、県行政の様々な場面で生かせる方
- 豊富な経験や専門的知識・技術を有し、採用後直ちに県行政の第一線での活躍が期待できる方

1 職種、採用予定者数、職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
行 政	20名程度	知事部局、教育委員会等の本庁又は出先機関に勤務し、各種施策の企画立案、許認可等の様々な一般行政事務に従事します。
化 学	2名程度	知事部局等（主に環境森林部）の本庁又は出先機関に勤務し、産業廃棄物や気候変動などの環境問題に関する企画立案や指導、水質・大気の常時監視や検査等の専門的な業務に従事します。
農 業	8名程度	知事部局等（主に農政部）の本庁又は出先機関に勤務し、農業施策の立案や農業の担い手の確保・育成、新技術の開発・普及、農産物のブランド力強化等の専門的な業務に従事します。
林 業	2名程度	知事部局等（主に環境森林部）の本庁又は出先機関に勤務し、林業の経営指導、治山林道工事、鳥獣被害対策等の専門的な業務に従事します。
総合土木	5名程度	知事部局等（主に県土整備部、農政部）の本庁又は出先機関に勤務し、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理に関する企画、設計、施工監理等の専門的な業務に従事します。
電 気	2名程度	企業局、知事部局（主に産業労働観光部、県土整備部）の本庁又は出先機関に勤務し、公営企業の経営に関する企画立案、発電所や水道施設の設備の設計・施工や運転・保守管理、新規電源開発などのほか、地域企業向けの研究業務、県有施設の営繕業務に従事します。
警察行政	1名程度	警察本部又は警察署等に勤務し、警務、会計、厚生、情報管理等の様々な警察行政事務に従事します。
保 健 師	3名程度	知事部局等（主に保健福祉部）の本庁又は出先機関に勤務し、精神保健や難病に関する相談、健康教育、感染症対策等の専門的な業務に従事します。

(注) 1 採用予定者数は、欠員の状況等により変更する場合があります。

2 受験の申込みは、いずれか一つの職種に限ります。

3 「警察行政」は、専ら上記勤務場所において業務に従事するものであり、知事部局への異動等他の任命権者との交流はありません。

2 受験資格

(1) 年齢、職務経験等

職 種	年齢、職務経験等
行 政	・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人
化 学	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人 ・令和7(2025)年4月末日時点において、産業廃棄物・気候変動等の環境対策、水質・大気等の監視・検査等、化学関連の職務経験を計3年以上有する人
農 業	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人 ・令和7(2025)年4月末日時点において、農産物の生産・流通・加工、農業技術・農業経営の指導支援、農業に関する調査・研究開発、農業行政・農業教育等の職務経験を計3年以上有する人
林 業	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人 ・令和7(2025)年4月末日時点において、治山・林道等の計画・設計・施工管理・維持管理業務、林業技術の普及指導、林業・木材産業に関する生産・流通、森林・林業・野生生物に関する試験研究及び調査等の職務経験を計3年以上有する人

総合土木	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人 ・令和7(2025)年4月末日時点において、道路、河川、砂防、まちづくり、公共交通、農地整備、農業水利施設、農道等の計画・設計・施工管理・維持管理業務等の職務経験を計3年以上有する人
電 気	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人 ・令和7(2025)年4月末日時点において、電気設備の設計、施工管理、保守管理等の職務経験を計3年以上有する人
警察行政	・昭和61(1986)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人
保 健 師	下記の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和39(1964)年4月2日から平成8(1996)年4月1日までに生まれた人 ・令和7(2025)年4月末日時点において、保健師の免許取得者で、保健師又は看護師としての職務経験を計3年以上有する人

【職務経験に関する注意事項】

① 「職務経験」とは、会社員、公務員、各種法人・団体職員、自営業者（勤務内容・時間等の証明ができるもの）として、週29時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験が該当します。

ただし、雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、同一の勤務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てます。

なお、在職中に連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。

② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか1つの職歴に限ります。

③ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、受験資格を満たす職務経験が確認できない場合は採用されません。

(2) 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

① 日本の国籍を有しない人（ただし、保健師については、日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。）

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

③ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	試験種目	日 時	場 所	合格者発表
第 一 次 試 験 ※ 1	基礎能力検査 適性検査 【SCOA】	7月4日(金)～7月25日(金) のうち <u>受験者が選択する1日</u>	全国にあるテストセンターのうち <u>受験者が選択する会場</u>	第1次合格者は、8月8日(金)(予定)に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。 ※文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。
第 二 次 試 験 ※ 2	論文試験	8月30日(土)	栃木県総合文化センター	最終合格者は、10月22日(水)(予定)に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。また、最終合格者のみ通知します。
	口述試験Ⅰ 口述試験Ⅱ 【同日実施】	[行政・警察行政] 9月13日(土)、14日(日) のいずれか指定する1日 [化学・農業・林業・ 総合土木・電気・保健師] 9月20日(土)、21日(日) のいずれか指定する1日	栃木県庁研修館等	

※1 本受験案内「8 第1次試験」を御覧ください。

※2 具体的な日時や提出資料等は、第1次合格者発表と併せて栃木県人事委員会ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)



4 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目	配点	内 容
第 一 次 試 験	基礎能力検査 (45分)	75点	一般的知識及び知能について、パソコンを用いた択一式による試験を行います。 70題出題、全問必須解答。 [行政・警察行政] 大学卒業程度(社会人向け) [化学・農業・林業・総合土木・電気・保健師] 高校卒業程度(社会人向け)の問題です。 出題分野は、いずれも文章読解能力、数的能力、論理的思考能力です。
	適性検査 (30分)	—	職務遂行に必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
第 二 次 試 験	行 政 警 察 行 政	論文試験 (90分)	自己アピール論文として、社会人経験により培われた知識や能力について、記述式による筆記試験を行います。1,100字程度。
		口述試験Ⅰ (約40分)	あらかじめ提示した課題について受験者1名当たり2分程度(1グループ5名程度)で企画提案をした後、受験者間で質疑応答等を行う集団試験を行います。 (参考)令和6(2024)年度課題：就職先としての栃木県庁の魅力向上について
		口述試験Ⅱ (約30分)	主として人物について、個別面接による試験を行います。 ※冒頭の2分間、社会人経験の内容とそれを公務にどう生かそうとしているかについてプレゼンテーション(2分)を行っていただきます。
	化 学 農 業 林 業 総合土木 電 気 保 健 師	論文試験 (90分)	技術論文として、社会人経験により培われた専門的な知識等について、記述式による筆記試験を行います。 1,100字程度。昨年度の課題は別表のとおりです。
		口述試験Ⅰ (約30分)	社会人経験の内容とそれを公務にどう生かそうとしているかについてプレゼンテーション(5分)を行っていただき、その後、社会人経験により培われた専門的な知識等について、試験員との間で質疑応答を行う方式による個別面接試験を行います。
		口述試験Ⅱ (約30分)	主として人物について、個別面接による試験を行います。
資 格 調 査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

- 1 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、基礎能力検査、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。
- 2 試験問題（基礎能力検査）の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページにおいて閲覧できます。

5 採用

最終合格者は、令和8(2026)年4月1日採用予定です。

6 給与

初任給は、職歴や学歴等を考慮の上、決定されます。例えば、①採用時の年齢が35歳で、大学卒業後の職務経験年数が13年の場合の初任給は次の初任給①とおります。また、②採用時の年齢が45歳で、大学卒業後の職務経験年数が23年の場合の初任給は次の初任給②とおります。（下記金額は地域手当3.5%(県内勤務の場合)を含んだ額です。なお、採用前の経歴の種類等により金額は異なります。）

(令和7(2025)年2月20日現在)

区分	初任給①	初任給②	主として関係する職種
行政職給料表適用者	約30万円	約33万円	行政職及び下記を除く技術系職種
研究職給料表適用者	約32万円	約35万円	指定された試験場、研究所等に勤務し、試験研究業務又は調査研究業務に従事する技術系職種
医療職給料表(三)適用者	約31万円	約35万円	保健所等に勤務する保健師

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.60か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。


なお、採用時の職位は「主事・技師・保健師」又は「主任」とします。

※給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準（60歳以上で受験した方は、通常の初任給決定額の7割水準）となります。

7 受験申込手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。**受験に当たっては、メールアドレスが必要です。**

なお、車椅子を使用するなどテストセンターでの受験に際して要望のある方は、申込みの際にその旨を所定の欄に記載してください。

申込方法	<ul style="list-style-type: none">・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必ず最後まで読んでから申し込んでください。・電子申請による申込後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されますので、必ず内容を確認してください。このメールが届かないときは、申込みがなされていないので、速やかに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。・申込審査時に必要に応じて、栃木県人事委員会事務局の電話又はメールにより連絡をする場合があります。その後の手続きが遅延し受験ができなくなる可能性がありますので、確実に連絡が取れるようにしてください。・申込審査終了後、「審査終了と受験番号通知票発行のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。））・3日経過しても「審査終了と受験番号通知票発行のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。・申込完了後に表示される整理番号・パスワードは申込状況の確認や受験番号通知票のダウンロードを行う際に必要となりますので、必ず控えておいてください。	
申込受付期間	5月19日(月) 8時30分～6月20日(金) 17時15分（受信有効） ※受付終了時刻までに受験申込データを受信完了したものに限り受け付けます。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。・電子申請システムの臨時保守のため、申込受付期間でも申込みができない場合があります。・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。	

8 第1次試験

第1次試験は、受験者自身がテストセンター会場の受験予約を行う必要があります。以下の内容をよく確認し、7月25日(金)までに受験してください。受験期間内に受験しなかった場合は、棄権したものとみなします。

(1) 受験の流れ

- ① 栃木県人事委員会事務局から「受験依頼メール」を電子申請システムで受験者が入力したメールアドレスに送信します。(6月27日(金)送信予定)
※「@cbt-s.com」ドメインのメールを受信できるようにあらかじめ設定しておいてください。
- ② 「受験依頼メール」を送信後、栃木県人事委員会ホームページでその旨お知らせします。
※「受験依頼メール」が届かない場合は、7月1日(火)までに栃木県人事委員会事務局(TEL028-623-3313)に必ず電話でお問い合わせください。
- ③ 受験者は「受験依頼メール」に記載のURLから受験する会場・日時をWeb上で予約してください。
※各テストセンター会場の申込状況によっては、希望する会場・日時で受験できない場合があります。
※テストセンターの受験におけるトラブルについては、県では一切責任を負いません。
- ④ 各自予約した日時・会場で受験してください。
※受験当日は、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、学生証などで有効期限内のもの)を持参してください。

(2) 合格発表

第1次試験の合否は、8月8日(金)13時(予定)に県ホームページに掲載して発表します。受験番号は、電子申請システムでの受験申込手続後に電子申請システムから各自ダウンロードする「受験番号通知票」で御確認ください。

また、合格発表と併せて第2次試験に関する事項(試験日程、提出書類、口述試験I課題〔行政・警察行政〕、各種様式(面接カードI〔口述試験I〔化学・農業・林業・総合土木・電気・保健師〕で使用)、面接カードII〔口述試験II〔全職種〕で使用)、受験票)等を掲載します。

※口述試験日は指定します。受験者の都合による試験日の変更は認められません。

9 試験結果の情報提供

試験の結果については、口頭で情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、学生証等)を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による申出はできません(棄権者は申出できません)。

申出のできる人	提供期間	提供する内容	提供場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 8:30~17:15)
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

令和6(2024)年度栃木県職員(社会人対象)採用試験実施状況

職種	受験者数	合格者数	競争倍率
行政	123名	21名	5.9倍
化学	12名	4名	3.0倍
農業	19名	10名	1.9倍
林業	1名	0名	—
総合土木	13名	6名	2.2倍
警察行政	23名	1名	23.0倍
保健師	12名	2名	6.0倍

【別表】

令和6(2024)年度論文試験課題〔化学・農業・林業・総合土木・保健師〕

※課題1又は課題2のいずれか1つを選択して解答

職 種	出 題 内 容
化 学	<p>〔課題1〕</p> <p>循環型社会の構築に向け、我が国では、分別の徹底や資源回収、不法投棄・不適正処理の監視指導、廃棄物の適正処理・3Rの推進や拡大生産者責任に基づく環境配慮設計、関連法制度の整備・運用や財政支援などに取り組んできた。</p> <p>近年、欧州連合が2015年に循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念を打ち出したことを端緒として、循環経済への移行に向けた取組が世界的な潮流となっている。</p> <p>そうした動きを受け、政府は、資源循環に経済成長や地域活性化等の観点も加えた「循環経済（サーキュラーエコノミー）」を国家戦略として政策の柱に据え、資源消費の最小化及び気温上昇・種の絶滅といった環境問題への対応、地域課題の解決や地方創生、再生材の利用拡大や資源確保による産業競争力の強化など、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現するとしている。</p> <p>このような状況を踏まえ、既に企業などが実施している循環経済（サーキュラーエコノミー）の取組事例を例示するとともに、今後、更なる再生材の利用拡大が欠かせない理由と利用拡大を進める上での課題を挙げ、その対応策について、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕</p> <p>本県では、工場・事業場の公害関係法令遵守状況等を調査・指導するため、立入検査を実施している。</p> <p>立入検査の結果、規制基準を満たしていないことが判明した工場・事業場に対しては、改善指導等を行うことにより、そのほとんどが速やかに改善されている。</p> <p>しかし、改善指導等を行っても速やかに改善されず、規制基準に適合しない工場・事業場に対しては、県としてどのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。</p>
農 業	<p>〔課題1〕</p> <p>令和6年5月に食料・農業・農村基本法の改正法が成立し、世界の食料需給の変動や地球温暖化の進行をはじめ農業農村をめぐる情勢の変化に対応するため、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の生産性向上と農村の維持を図ることとされた。</p> <p>本県の農業産出額（令和4年）は、2,718億円（全国第9位、割合：米麦19%、園芸33%、畜産46%）となっているが、気候変動による自然災害の多発、高齢化による農業従事者の大幅な減少など、多くの課題に直面している。このような状況を踏まえ、本県の農業農村の発展を図るために具体的にどのような取組が必要か、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕</p> <p>農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生による気候変動への影響が懸念されており、環境負荷低減への取組が国際的にも必要となっている。そのため、農業の生産力向上と持続性の両立を実現する「みどりの食料システム戦略」を踏まえた取組が重要となっている。</p> <p>そこで、本県農業の生産力向上と持続性を両立させていくために、県として環境負荷低減にどのように取り組むべきか、あなたの考えを述べなさい。</p>
林 業	<p>〔課題1〕</p> <p>林道は林業経営、森林管理を目的に設置された施設であるが、集落間をつなぐ路線は生活道として利用され、地域の住民にとって欠かせない重要なインフラとなっている。一方で、近年の気候変動の影響等により、局地的な短時間雨量の増大が顕著となっており、林道が被災し通行に支障が生じるケースがある。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後の林道の整備、維持管理をどのように進めるべきか、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕</p> <p>花粉症は未だ多くの国民を悩ませ続けている社会問題となっており、国において、令和5(2023)年4月に「花粉症に関する関係閣僚会議」が設置され、同5月に「花粉症対策の全体像」が示されるなど、対策の加速化が求められている。</p> <p>そこで、今後の花粉発生源対策について、県としてどのように取り組むべきかあなたの考えを述べなさい。</p>

総合土木	<p>〔課題1〕 近年、気候変動により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震発生の切迫性が高まってきている中、災害に強くしなやかな県土づくりに向けた防災・減災対策が急務となっている。</p> <p>このような状況の中、県民の生命・財産を守り、社会経済活動を維持するため、公共インフラの整備などの防災・減災対策に対する課題と対応策についてあなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕 人口減少・少子高齢化等の進行に伴い、公共インフラ整備の面においても持続可能で活力ある県土・地域づくりを推進することが不可欠となっている。</p> <p>また、戦後から高度経済成長期にかけて集中的に整備されてきた道路や河川、農業水利施設等の老朽化が加速度的に進行しており、持続可能な公共インフラの維持管理体制の構築が求められている状況である。</p> <p>このような状況の中、県民生活を支える公共インフラの整備、維持管理を進める上で重要と考えることについて、予算、人員、技術等の観点からあなたの考えを述べなさい。</p>
保健師	<p>〔課題1〕 医療の進歩を背景に、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）が増えている。</p> <p>このような状況の中、医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活するためには、様々な関係機関が連携し支援に当たることが重要である。</p> <p>そこで、保健所の保健師として、地域における医療的ケア児の支援体制を強化するためにどのような取組が必要であるか、あなたの考えを述べなさい。</p> <p>〔課題2〕 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験した中で浮き彫りとなった課題等を踏まえ、感染症予防計画の改定や健康危機対処計画等の策定が行われた。それらに基づき、感染症発生時に迅速かつ適切に保健活動が実践できるよう、また、今後の新興感染症発生等を見据え、体制強化を図る必要がある。</p> <p>このような状況の中で、保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、平時から、健康危機に対応する準備を計画的に推進するなどの役割が求められる。</p> <p>そこで、県民の命と健康を守るため、保健所の保健師として平時及び新興感染症等の発生時において、どのような活動が必要であるか、あなたの考えを述べなさい。</p>

※電気は令和7(2025)年度から開始のため、掲載しておりません。